

# 全国瞬時警報システム更新業務

## 仕 様 書

令和 8 年 1 月

大 石 田 町

## 目 次

第1章	総 則
第2章	共通指定事項
第3章	全国瞬時警報システム（J-ALET）の機能
第4章	機器構成及び仕様
第5章	機器単体仕様
第6章	機器設置仕様
第7章	その他

# 第1章 総則

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、大石田町（以下「甲」という）が消防庁の定める全国瞬時警報システム（以下「J-ALETR」という）更新業務に必要な事項を定める。

## 第2条 目的

本仕様書は、次期J-ALETR受信機への移行に伴い、現在運用中のJ-ALETR受信機、その他関連機器（以下「本設備」という）の更新を行うことを目的とする。

これにより「甲」が消防庁の定めるJ-ALETRによって通知される緊急地震速報や弾道ミサイル、武力による有事情報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を衛星系ネットワーク・地上系ネットワーク経由で受信し、屋外拡声システム、館内放送システムで住民へサイレンや緊急放送などを通報することにより、被害軽減を実現する。

## 第3条 業務名

本仕様に基づく業務名称は、「全国瞬時警報システム更新業務」（以下「本業務」という）と呼称するものとする。

## 第4条 適用規則

本設備の設計施工については、下記諸規格及び諸基準に準拠して行うものとする。

なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本技術標準規格（JES）
- ・電子情報技術産業規格（JEITA）
- ・電気設備技術基準
- ・電波法及び同法関係規則等
- ・電波法関係審査基準
- ・電気通信事業法及び同法関係規則等
- ・有線電気通信法及び同法関係規則等
- ・消防法及び同法関係規則等
- ・大石田町財務規則
- ・その他関係法令及び規格

## 第5条 書類の提出

「甲」が委任した請負者（以下「乙」という）は、請負契約締結後打合せを行い、次の書類を提出しなければならないものとする。

(1) 業務工程表	1部
(2) 写真（工程及び完成状況）	1部
(3) 完成図書	1部
(4) その他甲が必要と認める書類	1部

なお、その他「甲」が別に必要と認める書類は、遅滞なく提出しなければならないものとする。

## 第6条 仕様書の疑義

本仕様書は、本業務の大要を記すものであるから疑義を生じた場合は、直ちに「甲」に連絡の上指示を受けなければならない。

## 第7条 軽微な変更

本業務の作業に際して現場の収まり、機器の取り付け位置及び取付工法等の軽微な変更が生じた場合は、「甲」の指示に従うものとする。

なお、この変更に対する請負代金の増減は行わないものとする。

## 第8条 契約の範囲

契約の範囲は本施設の設計、製作、据付、総合調整試験等全般にわたり、着手から完了後保証期間の最終日までのすべての事項とする。

## 第9条 諸手続

本業務に関して必要な諸官公庁への書類作成及び諸手続きについては、「乙」が「甲」と必要事項を打合せの上、「乙」がおこなう。この手続等の費用については「乙」の負担とする。

## 第10条 検査

総ての機器の据え付け、調整が完了し、関係官庁の検査に合格した後、「甲」の行う検査合格をもって完了とする。なお、検査に使用する計器、測定器類は「乙」において準備するものとする。

## 第11条 保証

「乙」は、業務の不完全、機器の欠陥に起因する故障、事故等に関しては引渡しの翌日から起算して1年間の補償の責に任じ、無償で遅滞なく修理又は復旧しなければならない。

## 第12条 特許及び技術開発

特許等の工業所有権に疑義を生じた場合の結果については、「乙」の責任とする。

## 第13条 契約の変更

本業務の実施にあたっては、「乙」は契約金額の範囲内で完了するものとし、契約の変更は認めない。ただし、「甲」の都合により変更を必要とする場合はその時点で「乙」と協議の上、書面で定める。

## 第14条 所有权

本設備は、「乙」が業務完了届を「甲」に提出し受理された後、「甲」の係官の行う完了検査に合格した日とする。

## 第15条 業務の引渡

本設備は、「乙」が業務完成届を甲に提出し受理された後、「甲」の係官の行う完了検査に合格した日とする。

## 第16条 技術指導

「乙」は、本設備の運用、保守に必要な説明書を作成の上「甲」に対して、十分な技術指導、運用訓練を行うものとする。

## 第17条 契約工期

本業務の契約工期は下記とする。

令和8年2月2日 から 令和8年3月25日迄とする。

## 第2章 共通指定事項

### 第1条 構造及び性能の基本条件

本設備の機器は堅牢で長時間の使用に耐え得る構造のものであり、特に次の事項を満足するものであることとする。

- (1) 機器は保守点検が容易に行える構造であり、修理交換等にあたり、人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。
- (2) 日常保守に必要な測定端子を設けてあること。
- (3) 納入する機器は、各製造会社における最新設計の機器であること。
- (4) 機器は将来の増設、機能向上が容易におこなえる構造であること。
- (5) 機器には品名、品番、製造番号、製造会社等記入された銘板をつけること。
- (6) 切替部、回転部、接触部等の可動部分は動作良好なものとして長時間使用に耐えうるものであること。
- (7) ビス、ナット等締め付けは充分行い、調整等行う半固定の箇所は十分ロックすること。
- (8) 取り扱い上特に注意を要する箇所についてはその旨表示をすること。

### 第2条 使用部品基準

- (1) 納入機器に使用する部品は総じて新品で、信頼性の高い部品を使用すること。
- (2) 部品は日本工業規格（J I S）またはこれと同等以上の性能を有するものを使用すること。
- (3) 配線材料は日本工業規格（J I S）またはこれと同等以上のものとする。
- (4) 各機器内の配線は特に必要と認められるもの以外は、プリント配線とする。
- (5) 各機器間の配線工事はすべて耐久性、耐水性、耐熱性のある良好なものを使用すること。

### 第3条 環境条件

- (1) 屋内に設置する機器は周囲温度 5 °C～+ 40 °C 相対湿度 30 %～80 % で異常なく動作すること。
- (2) 本施設は地震、暴風、雨及び雪等の現象下においても確実に運用が行えるものでなければならぬこと。
- (3) その他設置場所の条件に十分耐え得るものであること。

### 第4条 電気的条件

- (1) 切替部、回転部、接触部等の回転部は多数回の使用によって電気的性能が低下しないこと。
- (2) 電源電圧は機器定格電圧の ± 10 % 変動範囲で正常に動作し、特に必要とする回路は安定化電源を使用すること。
- (3) 電気回路には保護回路を設けること。

## 第3章 全国瞬時警報システム（J-ALE RT）の機能

### 第1条 システムの概要

本システムは、J-ALE RT受信機、その他関連機器を「甲」が指定した場所に設置し、既設の屋外拡声システム、館内放送システム（以下「既設防災システム」という）と接続して自動起動することで、消防庁より配信された国民保護情報及び緊急地震速報や気象情報、気象特別警報、地震情報・津波情報・火山噴火情報等を既設防災システムへ緊急同時通報するものであることとする。

### 第2条 J-ALE RT受信機

本装置は、衛星系ネットワーク経由の配信情報受信機能と地上系ネットワークに対応すること。消防庁の求める最新の仕様と、消防庁より提供されるJ-ALE RT受信機アプリケーションの実装にて正常に動作することとする。

### 第3条 通報音声登録機能

本システムは、予め登録した通報内容に加え、「甲」が作成した音声ファイルの追加等、新規の通報内容を容易に登録できることとする

### 第4条 通信経路

送信局二元化による衛星用送信システムより衛星系ネットワーク経由で受信すること。

また、J-ALE RT受信機が両方の衛星系ネットワークで通信できなくなった際のバックアップとして、自動的に地上系ネットワークで通信を行い、衛星系ネットワーク経由と同等の緊急情報を収集できる仕組みとし、J-ALE RTシステム全体の信頼性向上を図ることとする。

#### （1）衛星系ネットワーク

消防庁の送信局（主局）、及び送信局（副局）より送信される情報のどちらかの受信を行うこと。受信信号の同期が外れた場合は、登録された別の周波数を自動的にサーチ・受信することとする。

#### （2）地上系ネットワーク

インターネット基盤を活用した地上系ネットワークを活用して、衛星系ネットワークで正常に通信できない場合には、自動的に地上系ネットワーク経由で消防庁の配信・管理システムと通信を行い、衛星系ネットワーク経由と同様の緊急情報を受信することとする。

なお、インターネット（もしくはLG-WAN）接続に必要な回線は、「甲」より指定する。

## 第5条 回転灯との連動

J-A L E R T 自動起動機の状態に基づき 3 色の点灯色区分が可能であることとする。

## 第6条 緊急情報機能

消防庁より配信された下記情報などの提供を行う機能を有するものとする。

### (1) 国民保護情報

- ・弾道ミサイルに関する情報
- ・航空攻撃情報
- ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ・大規模テロ情報（事態対処法第二十二条第一項に規定する緊急対処事態であることの認定がされた場合及びそれに準ずる場合に限る）
- ・前各号に規定する情報のほか、緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報
- ・試験放送
- ・事前音声書換
- ・即時音声合成
- ・キャンセル報

### (2) 緊急地震速報

- ・緊急地震速報（推定震度 4、5 弱、5 強、6 弱、6 強、7）
- ・緊急地震速報（長周期地震動 階級 3、階級 4）

### (3) 地震情報

- ・東海地震に関する調査情報
- ・東海地震注意情報
- ・東海地震予知情報
- ・震度速報
- ・震源・震度に関する情報

### (4) 津波情報

- ・大津波警報（東日本大震災クラス／東日本大震災クラス以外）
- ・津波警報
- ・津波注意報

### (5) 火山情報

- ・噴火警報（火口周辺）
- ・噴火警報（居住地域）
- ・噴火予報

- ・噴火速報

(6) 気象情報

- ・気象等の特別警報
- ・気象警報
- ・気象注意報
- ・記録的短時間大雨情報
- ・竜巻注意情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・指定河川洪水予報

(7) 緊急連絡

- ・テキスト
- ・テロップ
- ・P D F

## 第4章 機器構成及び仕様

### 機器構成

機器名称	数量	備考
J-ALTER受信機	1式	更新 5年センドバック保証付き
J-ALTER受信機管理端末	1台	更新
スイッチングHUB	1台	更新
回転灯	1台	更新
無停電電源装置	1台	更新

## 第5章 機器単体仕様

### 第1条 J-ALTER受信機

#### (1) 衛星受信部

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| ア. インタフェース | RF信号入力（入力周波数：950～1450MHz）     |
| イ. ポート数    | 1ポート                          |
| ウ. コネクタ    | Fタイプ（メス）                      |
| エ. その他     | 入力インピーダンス 75Ω/衛星受信アンテナ（LNB）給電 |

#### (2) 一般仕様

- |          |  |
|----------|--|
| ア. 電源電圧  | AC 100 V                                   |
| イ. 電源周波数 | 50 / 60 Hz                                 |
| ウ. 消費電力  | 約 48W(定格) 約 55W(最大)                        |
| エ. 尺寸    | 360.0mm[W] × 225.0mm[D] × 87.4mm[H] (端子除く) |
| オ. 重量    | 約 4.7kg 以下                                 |

#### (3) 【必要に応じて編集・追加】

- センドバック保証
- |       |                |
|-------|----------------|
| ア. 期間 | 業務完遂から 5年間とする。 |
| イ. 内容 | 先出センドバック       |
| ウ. 時間 | 平日 9時～17時      |

## 第2条 J-A L E R T受信機管理端末

### (1) 管理端末

・・・・【ノートPC端末】

J-A L E R T受信機の運用管理を行うものとし以下環境を有するものとする。

OS : Microsoft Windows 11 ブラウザ : Microsoft Edge

## 第3条 スイッチングハブ

### ア. インタフェース

LAN (10BASE-T/100BASE-TX) ×8 ポート以上

オートネゴシエーション/

### イ. 準拠規格

IEEE802.3 10BASE-T,

IEEE802.3u 100BASE-TX,

IEEE802.3x Flow Control

## 第4条 回転灯

### ア. インタフェース

LAN (10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T) ×1 ポート

### イ. 発行灯

赤・黄・緑(LED)

### ウ. 点滅回数(周期)

60回/分

### エ. 最大音圧レベル

高：80dB 以上

### オ. その他

LAN インタフェースにより発行及びブザー鳴動の制御が行えること。

## 第5条 無停電電源装置

### ア. 容量

J-A L E R T受信機、その他関連機器への電源供給が行えること。

### イ. 停電保障時間

5 分間

### ウ. その他

自動シャットダウンを行う機能を有すること。

復電時には自動起動を行う機能を有すること。

## 第6章 機器設置仕様

### 第1条 据付

「乙」が行う業務の範囲は本仕様書により「甲」が発注する機器の正常な稼動に必要な一切の設置とする。既庁内ネットワークなど接続に際しては、情報管理部局との協議により既設設備への支障が無いことを確認することとする。

### 第2条 調整

各機器は「甲」の指定する位置に正しく取り付け既設防災システムと接続し、正常動作を確認するため、既設保守点検業者立会いのもと保守点検と同等の内容で動作試験を実施し報告書を提出することとする。

### 第3条 既設設備との連携責任

本業務は、既設防災システムと接続してシステム構築を行う事から、下記業者との連携をとり、システム責任も含め次の項目に関して協議を行い、事業を適正・円滑に進めると共に、運用に支障のない様に調整すること。なお、この現場確認や作業に必要となる費用については「乙」の負担とする。

区分	項目	業者名
屋外拡声システム	自動起動による緊急通報の連携動作試験	N T T 東日本(株)
既設 J-ALERT 設備	自動起動による緊急通報の連携動作試験	山形パナソニック(株)

### 第4条 安全

設置にあたっては職員、住民、一般の通行人等に危害を与えないように十分安全性を考慮した方法で行うこととする。

### 第5条 設置場所

本設備の設置場所は「甲」が指定する位置に設置することとする。

## 第7章 そ の 他

### 第1条 搬入

機器の搬入に当っては、事前に搬入の手順、日時等について「甲」と協議することとする。

### 第2条 工程

設置及び調整期間内の機器、工具等の保管は「乙」の責任で行うこととする。

### 第3条 免責

「乙」は細心の注意をもって、運搬及び設置にあたるものとし、設置中の事故については「甲」は一切その責任を負わないものとする。

### 第4条 完成

「乙」はすべて設置が終了したならば、機器の稼動のため総合点検、調整を行い、その後、速やかに検査、検収を「甲」に申し入れることとする。

本仕様書に定められた内容に誠実に履行した場合において完了とする。